

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月3日

【会社名】 ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド
(YTL Corporation Berhad)

【代表者の役職氏名】 取締役社長 タン・スリ・ダト(ドクター)フランシス・ヨー・ソック・ピン
(Tan Sri Dato' (Dr)Francis Yeoh Sock Ping, Managing Director)

【本店の所在の場所】 マレーシア 55100 クアラルンプール、ジャラン・ブキット・ピ
ンタン 55、ヨー・ティオン・レイ・プラザ11階
(11th Floor, Yeoh Tiong Lay Plaza, 55, Jalan Bukit
Bintang, 55100 Kuala Lumpur, Malaysia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 森 下 国 彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂1丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 乙黒 亮祐
弁護士 范 宇 晟

【連絡場所】 東京都港区元赤坂1丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中、「当社」とは、ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッドを指し、「当グループ」とは、当社並びに当社の子会社及び関連会社を指し、「当社株式」とは、当社の額面10センの記名式額面普通株式を指す。

(注2) 別段の記載のある場合又は文脈により別異に解すべき場合を除き、「マレーシア・リンギット」、「リンギット」、「RM」及び「セン」はマレーシアの法定通貨を指すものとする。なお1マレーシア・リンギット=100センである。

1 【提出理由】

平成26年11月25日開催の当社第31回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年11月25日

(2) 決議事項の内容

- | | |
|--------|--|
| 第1号議案 | ダト・ヨー・スー・ミンの再任の件 |
| 第2号議案 | ダト・ヨー・ソック・ホンの再任の件 |
| 第3号議案 | サイド・アブドゥッラー・ビン・サイド・アブドゥル・カディルの再任の件 |
| 第4号議案 | タン・スリ・ダト・セリ(ドクター)ヨー・ティオン・レイの再任の件 |
| 第5号議案 | ダト(ドクター)ヤーヤ・ビン・イスマイルの再任の件 |
| 第6号議案 | ユー・ベン・メン(別名:レスリー・ユー)の再任の件 |
| 第7号議案 | 取締役報酬支払の承認の件 |
| 第8号議案 | 会計監査人を再任し、その報酬の決定を取締役に授權する件 |
| 第9号議案 | ダト・チョン・キープ・タイが独立非常勤取締役として勤務を継続することを承認する件 |
| 第10号議案 | ダト(ドクター)ヤーヤ・ビン・イスマイルが独立非常勤取締役として勤務を継続することを承認する件 |
| 第11号議案 | ユー・ベン・メン(別名:レスリー・ユー)が独立非常勤取締役として勤務を継続することを承認する件 |
| 第12号議案 | 株式の割当及び発行の取締役に授權する件 |
| 第13号議案 | 自社株式買戻権限を更新する件 |
| 第14号議案 | 関係者で行う収益若しくは取引を内容とする継続的取引についての株主承認の更新及び新たな株主承認の件 |

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	決議事項	賛成数 (注1)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
1	ダト・ヨー・スー・ミンの再任の件	過半数	0	(注2)	過半数 (50%超)
2	ダト・ヨー・ソック・ホンの再任の件	過半数	0	(注2)	過半数 (50%超)
3	サイード・アブドゥッラー・ビン・サイード・アブドゥル・カディルの再任の件	過半数	0	(注2)	過半数 (50%超)
4	タン・スリ・ダト・セリ(ドクター)ヨー・ティオン・レイの再任の件	過半数	0	(注2)	過半数 (50%超)
5	ダト(ドクター)ヤーヤ・ピン・イスマイルの再任の件	過半数	0	(注2)	過半数 (50%超)
6	ユー・ペン・メン(別名:レスリー・ユー)の再任の件	過半数	0	(注2)	過半数 (50%超)
7	取締役報酬支払の承認の件	過半数	0	(注2)	過半数 (50%超)
8	会計監査人を再任し、その報酬の決定を取締役に授権する件	過半数	0	(注2)	過半数 (50%超)
9	ダト・チョン・キープ・タイが独立非常勤取締役として勤務を継続することを承認する件	過半数	0	(注2)	過半数 (50%超)
10	ダト(ドクター)ヤーヤ・ピン・イスマイルが独立非常勤取締役として勤務を継続することを承認する件	過半数	0	(注2)	過半数 (50%超)
11	ユー・ペン・メン(別名:レスリー・ユー)が独立非常勤取締役として勤務を継続することを承認する件	過半数	0	(注2)	過半数 (50%超)
12	株式の割当及び発行の取締役会に授権する件	過半数	0	(注2)	過半数 (50%超)
13	自社株式買戻権限を更新する件	過半数	0	(注2)	過半数 (50%超)
14	関係者を行う収益若しくは取引を内容とする継続的取引についての株主承認の更新及び新たな株主承認の件	過半数	0	(注2)	過半数 (50%超)

(注1) 「全会一致」又は「過半数」を、賛成及び反対の意思表示に係る議決権数に代わって記載している。

当社が採用している投票方法は挙手によるものであり、当社は、下記(注)2のとおり、出席した株主の過半数の賛成により決議を可決するため、投票数を特定することができない。

(注2) 議決権行使をすることができる2名以上の株主が出席し、出席した当該株主の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

定時株主総会に出席した株主の過半数の賛成により可決要件を満たし、マレーシア会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。